

第1節 総則

第1条 (利用条項の適用)

イツコムコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)、当社の定める「イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項」(以下「本利用条項」といいます。))に基づき、次条(用語の定義)に定める利用者に対し、イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

2. 当社は第3条(本サービスの内容)第2項に定める東急スマートセキュリティサービスを希望する利用者に対し、本利用条項と東急セキュリティ株式会社(以下「東急セキュリティ」といいます。))が提供する「東急スマートセキュリティ警備サービス」をあわせて「東急スマートセキュリティサービス」として提供します。

第2条 (用語の定義)

本利用条項においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入契約	本サービスの提供を受けるための契約
利用契約	本サービスの利用を受けるための契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と加入契約を締結している者
利用者	本件建物に居住し当社と利用契約を締結している者
世帯	居住または事業可能な最小の専有区分(入居の有無を問わないものとします。)
警備サービス契約	東急セキュリティから東急スマートセキュリティ警備サービスの提供を受けるための契約
本件建物	当社と加入契約を締結しており、複数の世帯が居住する建物
工事費	利用者が利用する追加契約に伴う機器の設置工事に要する費用
料金等	本サービスに関し、加入者および利用者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で通信機器に必要なシステム
機器	本サービスの利用にあたって使用する、インテリジェントホームゲートウェイ、東急スマートセキュリティタッチスクリーン、関連端末および付属品の総称
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、美和ロック中継器、センサー等、スマートライトおよびスマートスピーカー等のデバイスの総称
その他周辺機器	Zigbee 中継器、および当社を経由せずに持ち込まれた機器などの総称
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信の際に必要な機器で、インターネット回線経由にて利用するもの
東急スマートセキュリティタッチスクリーン	当社の通信設備とデータ通信し、センサー等から発信される信号および非常ボタン等の操作による信号を受け、東急セキュリティへ通報、警備のセットとリセットの操作をする機器
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線(熱)を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線(熱)を狭域に感知するセンサー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで動作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電氣的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電氣的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
スマートスピーカー	音声コマンドを用いて一部の関連端末を操作する機能を備えた機器
スマートコントローラー	家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセット
美和電動サムターンロック	美和ロック中継器と、通信での接続ができる美和ロック株式会社製電動サムターンロック
美和ロック中継器	インテリジェントホームゲートウェイまたは東急スマートセキュリティタッチスクリーンと美和ロック株式会社製電動サムターンロックを通信で接続するために使用する機器
Zigbee 中継器	インテリジェントホームゲートウェイまたは東急スマートセキュリティタッチスクリーンと関連端末(IPカメラおよびスマートコントローラーを除く)の間の電波強度が確保できない場合に使用中継器
標準機器一式	機器のうち、加入するサービスプランに応じて当社が加入者に貸与する機器
警備機器	機器のうち、東急セキュリティに異常を通知するサービスに使用する東急スマートセキュリティタッチスクリーンとセンサー等の総称
追加機器一式	機器のうち、当社が利用者に貸与または販売する機器
セキュリティステッカー	東急セキュリティが利用者に貸与するステッカー
利用者端末	利用者が所有または管理するスマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
ID	利用者に付与される本サービスを利用するための各種識別番号
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第3条 (本サービスの内容)

本サービスは、本件建物における利用者の宅内に設置した機器を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して利用者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

2. 本サービスは当社指定のインテリジェントホームゲートウェイ(以下「ゲートウェイ」といいます。))または東急スマートセキュリティタッチスクリーン(以下「タッチスクリーン」といいます。))の設置が必要となります。利用者は、ゲートウェイまたはタッチスクリーンに加え、関連端末を単独または組み合わせで利用することで以下のサービスを利用することができます。

- カメラリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したIPカメラの映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス
- センサーリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したセンサー等の感知した情報を指定のあて先に送信を行うサービス
- 駆付けサービス
東急セキュリティが定める駆付けサービス(アパートメント)加入条項(以下「駆付け加入条項」といいます。))および駆付けサービス(アパートメント)利用条項(以下「駆付け利用条項」といいます。))に基づき、宅内に設置したセンサー等が反応を検知し、それを利用者が異常と

認識した場合に、当社に依頼をすることで東急セキュリティの警備員が出勤対応をするサービス

- 東急スマートセキュリティサービス
東急セキュリティが定める東急スマートセキュリティ 警備サービス契約約款(以下「警備サービス約款」といいます。))に基づき、警備対象物件に設置された警備機器により感知される異常並びに非常通報ボタンを押下することにより通報される異常について監視し、東急セキュリティの警備員が緊急出勤対応をするサービス
 - 赤外線家電リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行うサービス
 - 電子錠リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作を行うサービス
 - 電球リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき点灯、消灯、調光の操作を行うサービス
 - 音声家電リモート
赤外線家電リモート等、一部のホーム・コントロールの機能をスマートスピーカーで操作するサービス
3. 本サービスは、当社指定の機器でのみ利用できるものとします。なお、ゲートウェイおよびタッチスクリーンのみの設置を行うことはできません。
- 赤外線家電リモートを利用する場合、以下の条件でサービスを提供します。
 - ゲートウェイ1台またはタッチスクリーンに対し、家電コントローラー1台の接続に限りです
 - 家電コントローラー1台に対して、原則家庭用エアコン、照明各1台の操作に限りです
 - 家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモの提供する専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります
 - 音声家電リモートを利用する場合、次の条件でサービスを提供します。
 - 家電コントローラー1台に対して、スマートスピーカー1台の貸与を受けることができます
 - スマートスピーカーの設置設定時に、スマートスピーカーメーカーが提供するアプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち、当社サポート対象となるのは当社より貸与するスマートスピーカーに限り、またその設置設定時に使用するホーム・コントロールに関わる機能のみとなります
6. 電子錠リモートは、以下の操作で利用できるものとします。
- 本アプリを利用した利用者端末またはスマートスピーカーでの遠隔操作により施錠や解錠ができます
 - スマートロックを利用する場合、テンキーまたは非接触型ICメディアによる認証ができます
 - 美和ロック中継器を利用する場合、美和電動サムターンロックにおいて利用することができます
7. 対象物件の通信環境や利用環境により、関連端末とゲートウェイまたはタッチスクリーンおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。
8. 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款(以下「その他約款等」といいます。))がある場合は、利用者は、本利用条項に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。

第4条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定める通りとします。なお、東急スマートセキュリティサービスの提供区域は、当社と東急セキュリティが別途定める区域とします。

第2節 利用契約

第5条 (利用契約の単位と有効期間)

利用契約の締結は、世帯ごとに行います。

2. 利用契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、有効期間満了の10日前までに当社または利用者がいずれも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第6条 (利用契約の申し込み)

申込者は、本利用条項を承認の上、当社所定の利用申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとなります。

- 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
- 利用を希望するサービス内容
- その他必要事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。

3. 申込者である個人が、成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合は、それぞれ被佐人または補助人の同意を必要とします。

4. 別表の1.に定める駆付けサービスを希望する利用者は、本利用条項および駆付け利用条項に同意の上、当社を介して東急セキュリティに申し込みを行うものとします。

5. 別表の1.に定める東急スマートセキュリティサービスを希望する利用者は、本利用条項および警備サービス約款に同意の上、当社を介して東急セキュリティに申し込みを行うものとします。

第7条 (申し込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- 申込者が本利用条項に違反するおそれがある場合
- 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
- 一定期間内に同一の利用者または世帯からの複数申し込みがあった場合
- 本サービスの提供が著しく困難である場合
- その他、利用契約締結が不適当である場合

2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社定める方法によりその旨を通知します。

第8条 (利用契約の成立と利用開始日)

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

- 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
- 利用契約の成立後、初めてゲートウェイが設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第11条(利用申込書記載事項の変更)第3項の規定により特定の追加機器一式が追加されたときは、当該追加機器一式が設置された日を、当該追加機器一式の利用開始日と定めます。
- 第1項から第3項の規定にかかわらず、東急セキュリティは、利用者からの駆付けサービスの申し込みに対し、東急セキュリティより利用者に利用開始日が記載された書面を発行します。なお、この書面の発行をもって東急セキュリティが定める駆付けサービス(アパートメント)利用契約(以下「駆付け利用契約」といいます。))が成立したものと、当該書面に記載された利用開始日を駆付けサービスの利用開始日と定めます。
- 第1項から第3項の規定にかかわらず、東急セキュリティは、利用者からの東急スマートセキュリティサービスの申し込みに対し、東急セキュリティより利用者に利用開始日が記載された書面を発行します。なお、利用契約の成立後、初めてタッチスクリーンが設置された日を、東急スマートセキュリティサービスの利用開始日と定めます。

第9条 (利用の条件)

利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等(以下「設置環境」といいます。))を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。インターネット回線の障害または停電、もしくはモバイル端末の利用により、通信が切断されることでサービスが正常に利用できなくなる場合があります。

3. 利用者と本サービスを使用する者(以下「使用者」といいます。))が異なる場合は、利用者は使用者に必要な情報を提供するものとし、利用者は、利用契約の全責任を負います。

ITSCOM

イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



第10条 (本アプリの提供と管理)

- 当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを利用者へ提供します。
- 利用者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要がある。この媒体として、利用者端末を要するものとします。なお、当該利用者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
 - 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
 - 利用者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。

第3節 契約事項の変更

第11条 (利用申込書記載事項の変更)

- 利用者は、利用申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
- 利用者は、利用申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
 - 利用者は、特定の追加機器一式の追加を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
 - スマートロックを設置している利用者は、非接触型ICメディアの追加購入を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
 - 利用者は、利用者がゲートウェイを複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定のゲートウェイのみ解約を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
 - 利用者は、利用者が関連端末を複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定の関連端末のみ解約を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
 - 当社は、第7条(申込みの承諾)の規定に準じ、前各項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
 - 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第9項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
 - 当社が特に認める場合に限り、利用者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第12条 (名義変更および権利譲渡等)

- 利用者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
- 利用者の改称
 - 承継
 - 譲渡
- 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
 - 前2項の規定により契約名義を変更しようとする利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
 - 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、利用者が負う一切の義務を承継するものとします。
 - 利用者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することはできません。

第13条 (設置場所の変更)

- 利用者は、機器の設置場所の変更を請求することができるものとします。機器の設置場所を変更する場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 利用者は、設置場所の変更先が、同一敷地内または同一建物内ではない場合、利用契約は解約となり、標準機器一式を当社に返還の上、インテリジェントホーム契約約款、東急スマートセキュリティ基本サービス契約約款、警備サービス約款およびその他約款等に同意のうえ申し込みを行い、当該約款等に定める料金を支払うことで継続して利用することができます。
 - 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前二項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
 - 変更を希望する本件建物の所有者の承諾が得られない場合
 - 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがある当社が判断した場合
 - 利用者は、機器の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、IPカメラおよび家電コントローラーの設置場所の変更については、自己の責任において利用者が行えるものとします。
 - 当社が定めた要件を満たす利用者については、機器の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

第4節 本サービス提供の停止等

第14条 (利用者が行う本サービスの一時停止)

- 利用者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の10日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合、本サービスの提供の一時停止は終了して、速やかに一時停止開始日時点の利用サービス内容および機器で、本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後1年以内に再度一時停止を申し出ることができないものとします。
- 当社は、第21条(利用者の支払い義務)の規定にかかわらず、一時停止をしている利用者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免れるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算が行わないものとします。
 - 第1項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年とします。
 - 当社が定めた要件を満たす利用者については、第1項および第6項に定める一時停止手続きについて簡略化できることがあるものとします。
 - 利用者は、関連端末のみ一時停止および駆けつけサービスの一時停止を行うことはできません。第1項の規定にかかわらず、利用者は、東急スマートセキュリティサービスの提供の一時停止を希望する場合には、対象物物件のリフォームや建替など、一時的に機器の設置を中断する必要があると当社が認めた場合に限りその期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の1ヵ月前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合、本サービスの提供の一時停止は終了して、速やかに、本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後12ヵ月以内に再度一時停止を申し出ることができないものとします。
 - 前項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長3ヵ月とします。

第15条 (当社が行う本サービス提供の停止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
- 加入契約または利用契約に定められた本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠っ

- た場合、または怠るおそれがある場合
 - 利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - 第38条(禁止事項)、第40条(機密保持)第1項の規定に違反した場合
 - その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該利用者に対しその理由および停止期間を当社が定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条 (当社が行う本サービスの提供の休止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。
- 当社の通信設備の保守作業または工事上やむを得ない場合
 - 当社の通信設備に障害が生じた場合
 - 天災地変等の不可抗力
- 当社は、前項の規定により本サービスの利用を休止する場合、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5節 利用契約の解除

第17条 (利用者が行う利用契約の解約)

- 利用者は、第5条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合には、当該利用者は当社所定の書類に必要事項を記入して、解約を希望する日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの提供終了日と定めます。
 - 当社が定めた要件を満たす利用者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第18条 (当社が行う利用契約の解除)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
- 第15条(当社が行う本サービスの提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - 第9条(利用の条件)に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
 - 加入契約が解除または解約となった場合
 - 利用者が本件建物における利用の権利を失い、かつ当社が当該事実を知った場合
 - その他当社、利用者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
- 当社は、前項の規定により第15条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
 - 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により利用者へその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。
 - 第1項第3号の規定において、加入契約が解除または解約となったあとも、本サービスの継続を希望する利用者は、標準機器一式を当社に返還の上、インテリジェントホーム契約約款、東急スマートセキュリティ基本サービス契約約款、警備サービス約款、イツコムサービス契約約款およびその他約款等に同意のうえ申し込みを行い、当該約款等に定める料金等を支払うことで第3条(本サービスの内容)第2項に定めるサービスと同等のサービスを利用することができるものとします。

第6節 IDおよびパスワード

第19条 (IDおよびパスワードの管理)

- 当社は、契約の成立に伴い、利用者へIDを付与します。利用者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
- 利用者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
 - 利用者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨当社に報告するものとします。その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社はIDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により利用者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
 - 利用者が第17条(利用者が行う利用契約の解約)の規定により利用契約を解約する場合、もしくは前条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が当社により解除された場合、利用契約の終了日または本サービスの提供終了日以降、当該利用者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節 料金等

第20条 (料金等)

- 料金等は、別表に定める通りとします。
- 第8条(利用契約の成立と利用開始日)に定める利用開始日の属する月の翌月初日を課金開始日とします。利用者は、課金開始日から契約変更日または解約日の属する月の末日まで、別表に定める月額利用料を当社に支払うものとします。なお、月額利用料は課金開始日時点の利用サービス内容および機器等の金額が適用されるものとします。ただし、第11条(利用申込書記載事項の変更)の規定により変更された利用サービス内容および機器等の利用開始日が暦月の初日となる場合、利用開始日を課金開始日とし、変更後の利用サービス内容および機器等の月額利用料が適用されるものとします。
 - 利用者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
 - 当社は、料金等を改定することができます。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法によりその旨を告知します。

第21条 (利用者の支払い義務)

- 利用者は、その契約内容に応じ、前条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、駆けつけサービスについては駆けつけ利用条項の規定により、東急スマートセキュリティサービスについては警備サービス約款により、東急セキュリティより当社が譲り受けた債権(駆けつけ利用条項の規定または警備サービス約款の規定により支払いを要することになった料金等に換わる債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- 利用者は、第11条(利用申込書記載事項の変更)の規定により、契約内容が変更されたときは、変更後の契約内容に応じ、前条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
 - 料金等のうち、駆けつけサービス、非常通報対応サービスの出動料金を除く月額利用料の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。駆けつけサービスの月額利用料の支払い義務は駆けつけ利用条項の規定により、東急スマートセキュリティサービスの月額利用料の支払い義務は警備サービス約款の規定により、東急セキュリティが発行する書面に記載された利用開始日に発生するものとします。
 - 料金等のうち、駆けつけサービスにかかる出動料金の支払い義務は、当該駆けつけサービスの利用開始日以降に利用者が東急セキュリティの警備員に出動要請を行った時点で発生するものとします。
 - 料金等のうち、東急スマートセキュリティの警備サービスにかかる出動料金の支払い義務は、当該警備サービスの利用開始日以降に利用者が東急セキュリティの警備員に出動要請を行った時点で発生するものとします。
 - 料金等のうち、販売価格の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)に規定する利用開始

イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



- 日、あるいは第11条(利用申込書記載事項の変更)の規定により利用サービス内容および機器を変更、追加したときは、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
- 料金等のうち、契約事務手数料の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する本サービスの利用開始日に発生するものとします。
 - 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第26条(機器の設置および費用負担)、第27条(機器の移設および費用負担)、あるいは第28条(機器の撤去および費用負担)に規定する機器の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
 - 第15条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 - 第16条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる利用者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第22条(料金等の利用明細等)

- 利用者は、利用明細等を専用WEBページで確認することができます。
- 利用者は、請求書の発行を希望する場合は別表の10.に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

第23条(料金等の請求時期および支払期限等)

- 当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて利用者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
- 前項の規定により料金等の請求を受けた利用者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
 - 利用者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第24条(利用契約終了時に伴う料金等の精算方法)

- 第17条(利用者が行う利用契約の解約)第1項、第3項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は、第17条(利用者が行う利用契約の解約)第2項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第25条(遅延損害金)

- 利用者が料金その他利用契約に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%(年365日)日割り計算にります。この割合による遅延損害金を、支払期限の翌日より完済に至るまで当社に支払うものとします。

第8節 機器

第26条(機器の設置および費用負担)

- 機器の設置工事は当社が行うものとし、標準機器一式の設置工事に要する費用は加入者が、追加機器一式の設置工事に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
- 利用者は、利用者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第27条(機器の移設および費用負担)

- 当社が第13条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により機器を移設します。この場合、利用者は、当該移設に要する費用を負担するものとします。

第28条(機器の撤去および費用負担)

- 第17条(利用者が行う利用契約の解約)第1項および第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により利用契約が終了したときは、機器を撤去します。この場合、利用者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。
- 第18条(当社が行う利用契約の解除)第1項第3号により加入契約が終了となった場合は、機器を撤去するものとし、標準機器一式の撤去に要する費用は加入者が、追加機器一式の撤去に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、加入契約が終了した後も利用者が第18条(当社が行う利用契約の解除)第5項に定める手続きを行う場合、当社は、標準機器一式のみ撤去するものとします。
 - 撤去に伴い、本件建物の復旧を要する場合、加入者または利用者はその復旧費用を負担するものとします。

第29条(責任事項)

- 当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、利用者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第16条(当社が行う本サービス提供の休止)第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第30条(設置場所の無償使用)

- 当社は、機器を設置するために必要最小限において、本件建物を無償で使用できるものとします。
- 利用者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係者がいるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第31条(便宜の供与)

- 利用者は、当社または当社の指定する業者が機器の検査、修復等を行うために、本件建物の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第32条(故障)

- 本サービスに異常が生じた場合、利用者は本件建物のインターネット回線設備に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、本件建物のインターネット回線設備に起因する異常については、この限りではありません。
- 前項の調査の結果、異常、故障が利用者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等が故障の要因が明らかでない場合は、その調査または修理に要した費用が負担するものとします。

第33条(借換)

- 利用者は、利用者の居住する本件建物のサービスプランに応じて、別表の7.に定める標準機器一式を利用することができるものとします。
- 利用者の居住する本件建物のサービスプランがセンサープラン(シェア型)の場合、利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイを設置することで関連端末の遠隔操作を行うことができます。また、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)の場合、利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイまたはタッチスクリーンを設置することで関連端末の遠隔操作およびスマートロックの非接触型ICメディアによる認証を行うことができます。ゲートウェイまたはタッチスクリーンの利用には、別表の1.に定める基本利用料およびゲートウェイおよびタッチスクリーン月額レンタル料を当社に支払うことで当社より貸与を受けるとします。
 - 利用者は、別表の7.に定める標準機器一式に加え、別表に定めるレンタル料または販売価格ならびに工事費を支払うことで機器を追加して利用することができます。ただし、追加して利用する機器のうちゲートウェイの1台目、タッチスクリーンおよびスマートライト以外の関連端末は、貸与による利用のみとなり購入することはできません。
 - 利用者が当社より購入したゲートウェイの2台目および非接触型ICメディアの所有権は、第21条(利用者の支払い義務)に定める料金等の支払が完了されたときに、利用者に移転するものとします。
 - 第2項および第3項において当社より貸与を受けた利用者は、第17条(利用者が行う利用契約の解約)第2項、第18条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める提供終了日、および第11条(利用申込書記載事項の変更)第8項に定める契約変更日に、当社より貸与を受けた機器をすみやかに当社に機器を返還するものとします。なお、利用者が故意または過失により機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、または別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

- 利用者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
- 第1項および第3項において利用者は特定の関連端末のみの解約を行う場合、第11条(利用申込書記載事項の変更)または第17条(利用者が行う利用契約の解約)に規定する当社への申告をせず利用者自身で特定の関連端末の取り外しを行った場合は、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。
- 利用者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 利用者は、当社が提供する機器以外の機器を使用する本サービスを利用することはできません。なお、譲渡された機器については当社は一切保証しないものとします。
- 加入者が加入契約を解約または解除した場において、本サービスの継続を希望する利用者は、第18条(当社が行う利用契約の解除)第5項に定める手続きを行う場合、第5項の規定にかかわらず、当社が利用者に貸与または販売した追加機器一式を継続して使用できるものとします。
- 第1項および第2項の規定にかかわらず、家電コントローラーおよび美和ロック中継器以外の関連端末については当社より貸与を受けずに利用者が用意した関連端末を利用することができます。ただし、利用者が用意した関連端末について当社は一切保証しないものとします。
- 美和電動サムターンロックは、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知または通知するものとします。

第34条(機器の故障・修理・交換)

- 当社より貸与を受ける機器に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。なお、利用者は機器を本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、利用者は機器の交換を請求できません。

第9節 駆けつけサービス

第35条(駆けつけサービス)

- 東急セキュリティは、駆けつけサービスの利用者に対し、セキュリティステッカーを貸与します。セキュリティステッカーは契約した世帯にのみ貼付できるものとし、加入者および利用者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。なお、利用者は、セキュリティステッカーの貼付について、あらかじめ本件建物所有者に必要な許可を得るものとします。
- 加入者および利用者は、加入者が加入契約を解約または解除、利用者が利用契約を解約または解除、もしくはその他の理由により、当社または東急セキュリティが返還を求めた場合はセキュリティステッカーをすみやかに東急セキュリティに返還するものとします。なお、加入者または利用者自身でセキュリティステッカーを剥がす際に貼り付け部分およびその周りに傷がついた場合(東急セキュリティのスタッフが利用者の代わりにセキュリティステッカーを剥がした場合を含みます。)、当社、東急セキュリティおよび利用者は免責されるものとします。
 - 駆けつけサービスの内容は、駆けつけ利用条項第4条(駆けつけサービスの内容)に定める通りとします。なお、利用者は東急セキュリティの警備員が本件建物に立ち入ることについて、あらかじめ本件建物所有者に必要な許可を得るものとします。
 - 当社は、出勤の要請があった場合、依頼者の情報、センサーの反応の有無および本件建物の情報を確認します。なお、依頼者が利用者とは異なる場合または本件建物に居住していない場合は、利用者の氏名、住所、連絡先を確認し依頼を受け付けます。
 - 当社は、前項に規定する情報が確認できない場合、依頼者からの出勤の要請を承諾しない場合があります。
 - 東急セキュリティの出勤後、駆けつけ利用条項に規定する警備報告書および当社から依頼者への電話連絡をもって対応を完了するものとします。なお、依頼者への電話連絡がつかない場合は、当該警備報告書をもって対応を完了するものとします。
 - 駆けつけサービスに関しては、駆けつけ利用条項を優先的に適用するものとし、駆けつけ利用条項に特に記載のない事項に関しては、本利用条項を適用するものとします。なお、東急セキュリティは、駆けつけ利用条項第6条(申し込みの承諾)に該当する場合は駆けつけ利用条項第25条(反社会的勢力の排除)第1項に違反するおそれがある場合もしくは同条第2項に該当する場合は、駆けつけ利用契約を承諾しない場合があります。その場合、利用者は、駆けつけサービスを利用することはできません。

第10節 東急スマートセキュリティサービス

第36条(東急スマートセキュリティサービス)

- 別表の1.に定めるスマートロックプラン(シェア型)またはスマートロック×センサープラン(シェア型)の利用者は、東急セキュリティが定める警備サービス約款に同意の上、東急セキュリティと警備サービス利用契約を締結することにより、東急スマートセキュリティサービスを利用することができます。
- 東急セキュリティは、東急スマートセキュリティサービスの利用者に対し、セキュリティステッカーを貸与します。セキュリティステッカーは契約した世帯にのみ貼付できるものとし、利用者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。なお、利用者は、セキュリティステッカーの貼付について、あらかじめ本件建物所有者に必要な許可を得るものとします。
 - 加入者および利用者は、加入者が加入契約を解約または解除、利用者が利用契約を解約または解除、その他の理由により、当社または東急セキュリティが返還を求めた場合はセキュリティステッカーをすみやかに東急セキュリティに返還するものとします。なお、加入者または利用者自身でセキュリティステッカーを剥がす際に貼り付け部分およびその周りに傷がついた場合(当社および東急セキュリティのスタッフが利用者の代わりにセキュリティステッカーを剥がした場合を含みます。)、当社、東急セキュリティおよび利用者は免責されるものとします。
 - 東急スマートセキュリティサービスの内容は、警備サービス約款第4条(警備サービスの内容)に定める通りとします。なお、利用者は東急セキュリティの警備員が本件建物に立ち入ることについて、あらかじめ本件建物所有者に必要な許可を得るものとします。
 - 東急スマートセキュリティサービスに関しては、警備サービス約款を優先的に適用するものとし、警備サービス約款に特に記載のない事項に関しては、本利用条項を適用するものとします。なお、東急セキュリティは、警備サービス約款第9条(申し込みの承諾)についてに該当する場合はまたは警備サービス約款第24条(反社会的勢力の排除)第1項に違反するおそれがある場合もしくは同条第2項に該当する場合は、警備サービス契約を承諾しない場合があります。その場合、利用者は、東急スマートセキュリティサービスを利用することはできません。
 - タッチスクリーンと関連端末の間の電波強度が確保できない場合は、当社および東急セキュリティの判断にてZigbee中継器を無料で利用者に貸与・設置するものとします。Zigbee中継器を利用する場合は、電気用品安全法のために従い、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。なお、加入者または利用者が故意または過失によりZigbee中継器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者または利用者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第11節 雑則

第37条(利用者の義務)

- 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
- 利用者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
 - 利用者は、当社のサーバ内に保管された利用者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは利用者の責任において行うこと
 - 利用者は、本アプリおよび本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

第38条(禁止事項)

- 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
- 機器および施設の変更行為
 - 当社から貸与した機器を譲渡、買入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為
 - 機器または当社施設を変更、分解、変更または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。

- ③不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (2) 当社の承諾のないサービスの利用行為
- ①本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
- ②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為
- (3) 本アプリおよびデータの不正使用
- ①本アプリを改変し、またはリバースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ②本アプリの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸與其他利用する、またはそのおそれのある行為
- (4) 違法・有害情報に関する行為
- ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれら収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- ⑧貸金業を営む登録を受けなくて、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨無関係な賭博(ネズミ講)を開発し、またはこれを勧誘する行為
- ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- ⑪第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑭第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑮本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑰違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介または誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為
- ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (5) その他
- ①火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為
- ②その他、本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
- ③その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第39条(損害賠償の免責および特約事項)

- 当社が、第15条(当社が行う本サービス提供の停止)、第16条(当社が行う本サービス提供の休止)、第43条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者が、第37条(利用者の義務)に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに停止等が発生したことによって、利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 第12条(名義変更および権利譲渡等)の規定により、名義変更を行ったことにより利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 利用者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該利用者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社、東急セキュリティおよびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
5. ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
6. 利用者が、第37条(利用者の義務)、前条(禁止事項)および次条(機密保持)第1項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該利用者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
7. 第17条(利用者が行う利用契約の解約)および第18条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該利用者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
8. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第41条(個人情報)の規定を遵守した上で、利用者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
9. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、利用者の本サービスの利用状況や機器の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該利用者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
- (1) 本サービスの運用・管理
- (2) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
- (3) 本サービスの利便性の向上
- (4) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発
10. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
11. 当社は、当社のサーバに保管する利用者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または利用者による当該データ削除に起因して利用者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
12. 当社は利用者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
13. 利用者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に第34条(機器の故障・修理・交換)に規定する当社が定める必要な措置が速やかに実施できない場合があることあらかじめ同意するものとします。
14. 設置環境については、利用者が自己の責任により確保するものとします。なお、利用者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることあらかじめ同意するものとします。
15. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
16. 当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ利用者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て利用者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
17. 当社は、本条の規定に起因し、利用者へ何らかの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。
18. 当社が規定する範囲を超えて機器およびその他周辺機器を使用したことに起因し加入者および利用者が

損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第40条(機密保持)

- 利用者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な利用者の機密情報を提供することがあります。

第41条(個人情報)

- 当社は、利用者の個人情報を別途当社が定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用者の個人情報を当社が定める利用目的以外に利用しないものとし、利用者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差し押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるとします。

第42条(利用条項の変更)

当社は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法で利用者に告知することにより、サービス内容等を変更することができるものとします。その場合の提供条件は、変更後の本利用条項によります。

第43条(本サービスの廃止)

- 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、利用契約は、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。
2. 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第44条(追加契約)

- 本サービス以外の当社サービスの提供契約については、利用者と当社との間で別途個別に締結を行うものとします。
2. 前項以外の当社を経由して第三者が行うサービスの提供契約については、当該サービスにかかる契約約款等に基づき、利用者と当社またはサービスを提供する第三者との間で別途個別に締結を行うものとします。

第45条(国内法への準拠)

利用契約は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第46条(定めなき事項)

利用契約に定めなき事項が生じた場合は、当社および利用者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

本利用条項に関する付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本利用条項に特約を付することができるものとします。
- (2) 第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。ただし、当社と「駆けつけプラン」または「スマートロック×駆けつけプラン」の加入契約を締結している建物に居住している場合は、この限りではありません。
- (3) 本利用条項は、2020年1月1日より施行します。

イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



別表(本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。)

1. 各サービスプランの利用料金

○センサープラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

- (*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者とする。
- (*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者とする。
- (*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとする。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料1台が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台(*6)
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1) (*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	700円/台		
美和ロック中継器(*5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (*5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (*6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を3台目として0円で利用することができるものとします。

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000円/世帯
-------	---------------

(* 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○駆けつけプラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

- (*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者とする。
- (*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者とする。
- (*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとする。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料1台が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台(*6)
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1) (*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	700円/台		
美和ロック中継器(*5)	300円/台		

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
スマートライト	100円/個		

- (*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (*5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (*6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を2台目として0円で利用することができるものとします。

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 0円/世帯
-------	-----------

(* 出動料金は別途発生します。

○スマートロックプラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1) 対象サービス未利用者(*2)	(*3)1,980円 2,980円

- (*1) 別表の2. のいずれかを利用して本サービス利用者とする。
- (*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者とする。
- (*3) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとする。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料1台が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台(*6)		
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1) (*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
美和ロック中継器(*5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
- (*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
- (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
- (*5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
- (*6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を1台目として0円で利用することができるものとします。

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000円/世帯
-------	---------------

(* 出動料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○スマートロック×センサープラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
--	--	-------

イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



ゲートウェイ 1 台目		0 円
ゲートウェイ 2 台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3) 1,980 円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980 円

- (*)1) 別表の 2. のいずれかを利用して本サービス利用者となります。
 (*)2) 別表の 2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。
 (*)3) 別表の 2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料 (1,980 円) で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料 (2,980 円) に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料 1 台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ 1 台目		0 円
ゲートウェイ 2 台目以降		300 円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1 台目	2 台目	3 台目以降
I Pカメラ	500 円/台		
ドア・窓センサー			
広域モーションセンサー	0 円/台	200 円/台(*6)	
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1) (*4)	700 円/台		
スマートコントローラー(*2)	700 円/セット		
スマートロック(*3)	0 円/台	700 円/台	
美和ロック中継器(*5)	300 円/台		
スマートライト	100 円/個		

- (*)1) ゲートウェイ 1 台に対して 1 台の接続に限ります。また、家電コントローラー 1 台に対して家庭用エアコン・照明各 1 台の操作に限ります。
 (*)2) 家電コントローラー 1 台とスマートスピーカー 1 台のセットです。
 (*)3) スマートロック 1 台に対して非接触型 ICメディアのカードキー 3 枚が付属します。
 (*)4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
 (*)5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
 (*)6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等 1 台を利用する場合、このセンサー等を 3 台目として 0 円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000 円/世帯
-------	----------------

(*) 出動料金は別途発生します。なお、第 6 条 (利用契約の申し込み) 第 4 項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016 年 12 月 31 日に新規申し込みの受付は終了しています。

○スマートロック×駆けつけプラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ 1 台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ 1 台目		0 円
ゲートウェイ 2 台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3) 1,980 円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980 円

- (*)1) 別表の 2. のいずれかを利用して本サービス利用者となります。
 (*)2) 別表の 2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。
 (*)3) 別表の 2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料 (1,980 円) で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料 (2,980 円) に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料 1 台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ 1 台目		0 円
ゲートウェイ 2 台目以降		300 円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1 台目	2 台目	3 台目以降
I Pカメラ	500 円/台		
ドア・窓センサー			
広域モーションセンサー	0 円/台	200 円/台(*6)	
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1) (*4)	700 円/台		
スマートコントローラー(*2)	700 円/セット		
スマートロック(*3)	0 円/台	700 円/台	
美和ロック中継器(*5)	300 円/台		
スマートライト	100 円/個		

- (*)1) ゲートウェイ 1 台に対して 1 台の接続に限ります。また、家電コントローラー 1 台に対して家庭用エアコン・照明各 1 台の操作に限ります。
 (*)2) 家電コントローラー 1 台とスマートスピーカー 1 台のセットです。
 (*)3) スマートロック 1 台に対して非接触型 ICメディアのカードキー 3 枚が付属します。
 (*)4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
 (*)5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。

- (*)6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等 1 台を利用する場合、このセンサー等を 3 台目として 0 円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 0 円/世帯
-------	------------

(*) 出動料金は別途発生します。

○センサープラン (シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ 1 台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料
ゲートウェイ 1 台目		1,280 円
ゲートウェイ 2 台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3) 1,980 円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980 円

- (*)1) 別表の 2. のいずれかを利用して本サービス利用者となります。
 (*)2) 別表の 2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。
 (*)3) 別表の 2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料 (1,980 円) で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料 (2,980 円) に変更するものとします。

※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・ブッシュ」の月額利用料 1 台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料
ゲートウェイ 1 台目		0 円
ゲートウェイ 2 台目以降		300 円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1 台目	2 台目	3 台目以降
I Pカメラ	500 円/台		
ドア・窓センサー			
広域モーションセンサー	0 円/台	200 円/台(*6)	
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1) (*4)	700 円/台		
スマートコントローラー(*2)	700 円/セット		
スマートロック(*3)	0 円/台	700 円/台	
美和ロック中継器(*5)	300 円/台		
スマートライト	100 円/個		

- (*)1) ゲートウェイ 1 台に対して 1 台の接続に限ります。また、家電コントローラー 1 台に対して家庭用エアコン・照明各 1 台の操作に限ります。
 (*)2) 家電コントローラー 1 台とスマートスピーカー 1 台のセットです。
 (*)3) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック 1 台に対して非接触型 ICメディアのカードキー 3 枚が付属します。
 (*)4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
 (*)5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
 (*)6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等 1 台を利用する場合、このセンサー等を 3 台目として 0 円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*) 1,000 円/世帯
-------	----------------

(*) 出動料金は別途発生します。なお、第 6 条 (利用契約の申し込み) 第 4 項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016 年 12 月 31 日に新規申し込みの受付は終了しています。

○スマートロックプラン (シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ 1 台毎、またはタッチスクリーン利用時に以下の基本利用料が発生します。

	機器/世帯	月額利用料
スマートロックプラン	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ 1 台 ・スマートロック 1 台 ・非接触型 ICメディア (カードキー) 3 枚(*1)
		1,280 円
スマートロック×駆けつけプラン	・東急スマートセキュリティ基本サービス ・警備サービス (非常通報対応サービス) (*5)	・タッチスクリーン 1 台 (*1) (*8) ・スマートロック 1 台 ・非接触型 ICメディア
		1,580 円

イツコムアパートメント(インテリジェントホーム)利用条項



		(カードキー) 3枚(*6)	
スマートロック×フル警備プラン	・東急スマートセキュリティ基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス/侵入異常対応サービス)	・タッチスクリーン1台(*1)(*8) ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*6) ・センサー等2台	(*7)3,980円
スマートロックプラン 2台目以降対象サービス利用者(*2)	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台	(*4)1,980円
スマートロックプラン 2台目以降対象サービス未利用者(*3)	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台	2,980円

- (*)1) タッチスクリーンは東急スマートセキュリティを利用する場合に設置します。タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。また、ゲートウェイとあわせて設置することはできません。
 (*2) 別表の2. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。
 (*3) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。
 (*4) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。
 (*5) 警備サービスの出料金は別途発生します。
 (*6) 東急セキュリティへの鍵の預託を行う場合は、追加で2枚貸与します。
 (*7) 警備サービス(月額利用料2,000円/世帯)が含まれています。
 (*8) タッチスクリーンと関連端末の設置環境を準備するうえで、電波強度を確保するために当社または東急セキュリティが必要と判断した場合には、Zigbee中継器を無料で貸与・設置します。
 ※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・プッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイおよびタッチスクリーン月額レンタル料

	月額利用料
ゲートウェイ1台目	0円
タッチスクリーン	0円
ゲートウェイ2台目以降	300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台(*6)		
広域モーションセンサー	200円/台(*6)		
狭域モーションセンサー	200円/台(*6)		
家電コントローラー(*1)(*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
美和ロック中継器(*5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (*)1) ゲートウェイ1台またはタッチスクリーンに対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
 (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
 (*3) ゲートウェイまたはタッチスクリーンの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
 (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
 (*5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
 (*6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアパートメント利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を1台目として0円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*)1,000円/世帯
-------	--------------

- (*) 出料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

(5) オプションサービス

スマートロック×駆けつけプランにて、オプションサービスを利用する場合の月額利用料は以下の通りとします。

オプションサービス	サービス内容	月額利用料
鍵預かりサービス	・東急セキュリティへ鍵を預託することで、警備員が出動時に預託した鍵を使用して宅内に入室し異常の有無を確認します。	500円

※スマートロック×フル警備プランには、鍵預かりサービス(任意)の料金が含まれます。

OSスマートロック×センサープラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎、またはタッチスクリーン利用時に以下の基本利用料が発生します。

スマートロックプラン	インテリジェントホームサービス	機器/世帯	月額利用料
スマートロック	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台 ・スマートロック1台	1,280円

		・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*1)	
スマートロック×駆けつけプラン	・東急スマートセキュリティ基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス)(*5)	・タッチスクリーン1台(*1)(*8) ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*6)	1,580円
スマートロック×フル警備プラン	・東急スマートセキュリティ基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス/侵入異常対応サービス)(*5)	・タッチスクリーン1台(*1)(*8) ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*6) ・センサー等2台	(*7)3,980円
スマートロックプラン 2台目以降対象サービス利用者(*2)	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台	(*4)1,980円
スマートロックプラン 2台目以降対象サービス未利用者(*3)	・インテリジェントホームサービス	・ゲートウェイ1台	2,980円

- (*)1) タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。また、ゲートウェイとあわせて設置することはできません。
 (*2) 別表の2. のいずれかを利用している本サービス利用者となります。
 (*3) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス利用者となります。
 (*4) 別表の2. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料(2,980円)に変更するものとします。
 (*5) 警備サービスの出料金は別途発生します。
 (*6) 東急セキュリティへの鍵の預託を行う場合は、追加で2枚貸与します。
 (*7) 警備サービス(月額利用料2,000円/世帯)が含まれています。
 (*8) タッチスクリーンと関連端末の設置環境を準備するうえで、電波強度を確保するために当社または東急セキュリティが必要と判断した場合には、Zigbee中継器を無料で貸与・設置します。
 ※上記の月額利用料には、「イツコムサービス料金表」に定める「イツコム テレビ・プッシュ」の月額利用料1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイおよびタッチスクリーン月額レンタル料

	月額利用料
ゲートウェイ1台目	0円
タッチスクリーン	0円
ゲートウェイ2台目以降	300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台(*6)		
広域モーションセンサー	0円/台	200円/台(*6)	
狭域モーションセンサー	200円/台(*6)		
家電コントローラー(*1)(*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
美和ロック中継器(*5)	300円/台		
スマートライト	100円/個		

- (*)1) ゲートウェイ1台またはタッチスクリーンに対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
 (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
 (*3) ゲートウェイまたはタッチスクリーンの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。
 (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
 (*5) 美和電動サムターンロックが設置されている場合、設置し利用することができます。
 (*6) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアパートメント利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を3台目として0円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン

(4) 駆けつけサービス

月額利用料	(*)1,000円/世帯
-------	--------------

- (*) 出料金は別途発生します。なお、第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

(5) オプションサービス

スマートロック×駆けつけプランにて、オプションサービスを利用する場合の月額利用料は以下の通りとします。

オプションサービス	サービス内容	月額利用料
鍵預かりサービス	・東急セキュリティへ鍵を預託することで、警備員が出動時に預託した鍵を使用して宅内に入室し異常の有無を確認します。	500円

※スマートロック×フル警備プランには、鍵預かりサービス(任意)の料金が含まれます。

2. 対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目
ケーブルインターネットサービス契約約款 イツコムアパートメント利用条項	かっとびメガ160 かっとびワイド かっとびプラス かっとびジャスト
かっとびMANSION LANインターネット利用サービス契約約款	かっとびMANSION LAN インターネット利用サービス(*)
イツコムひかり インターネットサービス契約約款 イツコムひかり アpartment加入条項	マンションタイプ 2ギガコース マンションタイプ 1ギガコース マンションタイプ 600メガコース マンションタイプ 300メガコース マンションタイプ 30メガコース マンションタイプ 8メガコース マンションタイプ 1メガコース

(*)第4条(提供区域)に定める提供区域内に限ります。

3. 出動料金

(1) 駆けつけサービス

駆けつけサービスにおいて、利用者または使用者が出動を要請した場合の利用者が負担する料金は以下の通りとします。

出動料金	5,000円/回
------	----------

※第6条(利用契約の申し込み)第4項の規定にかかわらず、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。ただし、当社と「駆けつけプラン」または「スマートロック×駆けつけプラン」の加入契約を締結している建物に居住している場合は、この限りではありません。

(2) 東急スマートセキュリティ

東急スマートセキュリティ 警備サービスにおいて、利用者または使用者が出動を要請した場合の利用者が負担する料金は以下の通りとします。

出動料金	5,000円/回
------	----------

4. 契約事務手数料

センサープラン(シェア型)、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)において、利用者が新規申し込み時に支払う契約事務手数料は以下の通りとします。

契約事務手数料	3,000円
---------	--------

5. 販売価格

(1) ゲートウェイ

利用者がゲートウェイを追加購入場合の販売価格は以下の通りとします。

ゲートウェイ(1台目は購入不可)	18,000円/台
------------------	-----------

(2) スマートライト

利用者がスマートライトを購入する場合の販売価格は以下の通りとします。

スマートライト	3,600円/個
---------	----------

(3) 非接触型ICメディア

スマートロックを設置している利用者が非接触型ICメディアを購入場合の販売価格は以下の通りとします。

カードキー	1,000円/枚
-------	----------

(4) Zigbee 中継器

電波強度が確保できない場合以外で、Zigbee 中継器を購入場合の販売価格は以下の通りとします。

Zigbee 中継器	5,000円/個
------------	----------

6. 利用者が支払う警備サービス利用料金

スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)において、警備サービス利用契約に基づき、利用者が支払う警備サービス利用料金(月額利用料および出動料金)は以下のとおりとします。なお、警備サービスの月額利用料は別表の1.に定める利用料金に含まれるものとします。

サービス提供対象 物件 サービスプラン	警備サービス利用契約 に基づき東急セキュリティが提 供する警備サービス	月額利用料	出動料金
スマートロック プラン等 [スマートロック プラン(シェア 型)、スマートロ ック×センサー プラン(シェア 型)]	非常通報対応サービス (*)	400円/世帯 (*)	5,000円/回
	非常通報対応サービス 鍵預かりサービス	900円/世帯 (*)	5,000円/回
	非常通報対応サービス 侵入異常対応サービス 鍵預かりサービス(*)	2,000円/世帯 (*)	月額利用料に含まれ ます。

(*)1) 鍵預かりサービスは利用者等が希望した場合にのみ提供します。

(*)2) 東急セキュリティは、利用者が支払う警備サービス月額利用料に基づき警備サービスを提供します。

7. 加入するサービスプランに応じた貸与機器

サービスプラン	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	追加機器一式/世帯 (利用者へ貸与)
センサープラン	ゲートウェイ1台	—
	センサー等 (いずれか2台)	—
駆けつけプラン	ゲートウェイ1台	—
	センサー等 (いずれか1台)	—
スマートロックプラン	ゲートウェイ1台	—
	スマートロック1台	—
	非接触型ICメディア (カードキー)3枚	—

サービスプラン	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	追加機器一式/世帯 (利用者へ貸与)
スマートロック×センサープラン	ゲートウェイ1台	—
	スマートロック1台	—
	非接触型ICメディア (カードキー)3枚	—
	センサー等 (いずれか2台)	—
スマートロック×駆けつけプラン	ゲートウェイ1台	—
	スマートロック1台	—
	非接触型ICメディア (カードキー)3枚	—
	センサー等 (いずれか1台)	—
センサープラン(シェア型)	—	ゲートウェイ1台
	センサー等 (いずれか2台)	—
スマートロックプラン(シェア型)	—	ゲートウェイ1台 または タッチスクリーン
	スマートロック1台	—
スマートロック×センサープラン(シェア型)	—	ゲートウェイ1台 または タッチスクリーン
	スマートロック1台	—
	センサー等 (いずれか2台)	—

8. 工事費

別途見積り

9. 機器損害金

品名	機器損害金(課税対象外)
ゲートウェイ	16,000円/台
タッチスクリーン	40,000円/台
IPカメラ	20,000円/台
ドア・窓センサー	6,000円/台
広域モーションセンサー	6,000円/台
狭域モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	25,000円/台
スマートスピーカー	12,000円/台
スマートロック	35,000円/台
美和ロック中継器	20,000円/台
スマートライト	2,600円/個
Zigbee 中継器	6,500円/個

10. 請求書類発行手数料

請求書	200円/通
-----	--------

●クレジットカード支払いに関する特約

- 利用者は、利用者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 利用者は、利用者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、利用者が指定したクレジットカード会社の指示により、利用者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、利用者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 利用者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、利用者は滞りなく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、利用者は、利用者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、利用者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、利用者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または利用者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約

- 利用者は、本特約に同意し、当社所定の手続きをとることにより、当社および当社の提携事業者が連携する他の事業者(以下「連携事業者」といいます。)が提供する会員制サービス(以下「連携事業者サービス」といいます。))において当該利用者に付与されたID、パスワード等(以下「ID等」といいます。)を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、本サービスを利用することができます。(以下「連携サービス」といいます。)ただし、利用者は、本サービスの中で一部利用できない機能があることにあらかじめ同意するものとします。
- 利用者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。
- 当社は、当社の提携事業者または連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。
- 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部が停止・中断・終了等により提供できない場合、利用者は、連携サービスを利用できないことあらかじめ同意するものとします。
- 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部の変更・停止・中断・終了等により、利用者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 利用者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、利用者または第三者に損害が生じた場合、利用者がその一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、当社に損害が生じた場合、利用者はその一切の責任を負い、当社に生じた一切の

損害を賠償するものとします。

7. 利用者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、提携事業者、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 本特約に定めのない事項は、本利用条項の定めによるものとします。